

○清瀬市立図書館設置条例

昭和48年12月24日条例第32号

改正

昭和51年4月1日条例第10号

昭和52年7月1日条例第14号

昭和57年3月31日条例第6号

平成6年3月31日条例第5号

平成7年7月1日条例第25号

平成22年10月1日条例第21号

平成23年12月22日条例第19号

令和6年3月29日条例第7号

清瀬市立図書館設置条例

(設置)

第1条 清瀬市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、図書及びその他の資料を提供し、市民の教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

(構成)

第2条 図書館は、中央図書館及び地域図書館をもつて構成する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の構成、名称及び位置は、別表のとおりとする。

(維持)

第4条 清瀬市は、図書館が果たす役割の重要性を認め、市民の要望にこたえられるよう施設及び資料等の維持に努めなければならない。

(職員)

第5条 図書館に館長を置く。なお、専門職員及びその他の職員を置くことができる。

(図書館協議会)

第6条 図書館に法第14条に基づく清瀬市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者を委員に充て組織する。

3 協議会は、10人以内の委員をもつて組織し、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第7条 清瀬市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて清瀬市が指定する者（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

2 指定管理者は、清瀬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成22年清瀬市条例第15号）第4条各号のいずれにも該当し、かつ、図書館の設置の目的に沿って管理ができる者を指定する。

（指定管理者による業務）

第8条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 第1条に規定する図書館の設置目的の履行に関すること。

（2） 図書館の施設及び設備の維持及び管理に関すること。

（3） 前2号に規定するもののほか、清瀬市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた業務に関すること。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年7月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第5号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成6年4月教育委員会規則第2号で、同6年7月13日から施行）

附 則（平成7年7月1日条例第25号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成7年10月教育委員会規則第13号で、同7年10月1日から施行）

附 則（平成22年10月1日条例第21号）

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第19号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 条例第 7 号）

この条例中第 1 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

構成	名称	位置
中央図書館	清瀬市立中央図書館	東京都清瀬市梅園一丁目 1 番 21 号
地域図書館	清瀬市立元町こども図書館	東京都清瀬市元町一丁目 6 番 6 号
地域図書館	清瀬市立下宿図書館	東京都清瀬市下宿二丁目 524 番地の 1
地域図書館	清瀬市立野塩図書館	東京都清瀬市野塩一丁目 322 番地の 2
地域図書館	清瀬市立竹丘図書館	東京都清瀬市竹丘一丁目 11 番 1 号
地域図書館	清瀬市立駅前図書館	東京都清瀬市元町一丁目 4 番 5 号